

# 外国人労働者問題に関する提言

平成 2 年 10 月

(社)神戸経済同友会  
90 年問題委員会

## 序

わが国経済のグローバル化の進展に伴い、外国人労働者の急激な増加はわが国に諸々の深刻な影響を与えています。わが国がこの問題にどのような対応をするかは、国の将来に重大な影響を与えるだけに、慎重に考えねばならない問題であります。

本年度の研究課題の策定にあたって、当該問題の緊急性と重要性が多数の会員から提起されましたので、平成2年度に発足しました「90年問題委員会」（委員長 谷口昇君—兵庫銀行取締役相談役—、副委員長 五代友和君—摩耶商事社長—）で、この問題に本格的に取り組むことに致しました。同委員会では、新たな試みとして委員を固定メンバー制にし、別にワーキンググループを設けるなどして、4月から鋭意研究を重ねて来ましたところ、今回その成果を取りまとめて「外国人労働者問題に関する提言」を起草致しました。

私たちは、谷口委員長をはじめ委員各位の労苦を心から多とするとともに、この提言が関係当局の本問題にたいする今後の対応策の一助ともなれば、誠に幸甚であります。

最後にこの研究に当たってご講演くださった各講師の方々、また取りまとめの労をとつて下さったワーキング・グループの皆様に厚くお礼申し上げて序に代えることと致します。

平成2年10月

社団法人 神戸経済同友会

代表幹事 野澤太一郎

代表幹事 門田 研造

## はじめに

わが国とアジア諸国との所得格差、雇用機会格差の拡大及びわが国経済の国際化の進展等により、近年、外国人労働者の流入が急速に増加してきており、わが国の様々な分野にインパクトを与えている。これに対し、政府は“専門的技術を有する労働者は可能な限り受け入れる方向で対処し、いわゆる単純労働者の受け入れは十分慎重に対応する”ことを基本方針として堅持しつつ、わが国経済の国際化の進展に伴う外国人の活動の多様化、雇用拡大のニーズと不法就労外国人問題への対応の必要から、平成2年6月1日「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」を施行し、同年8月17日には外国人研修生の受け入れ基準を緩和するなどの措置を講じた。

しかしながら、経済の拡大基調が長期化する中で、中小企業を中心として人手不足の声が高まる昨今、外国人労働者の受け入れにつき、従来にも増してその是非についての論議が活発におこなわれている。

外国人労働者問題は、単に国内景気による人手不足の問題への対応という視点だけで捉えるべきではない。わが国の国際社会への貢献、さらには、長期にわたる教育や治安の維持等の社会的コスト負担の増大などわが国の経済、社会、政治、文化および国際関係等広く影響を及ぼすものであり、90年代のわが国の中重要な課題の一つになっている。

この問題については、既に多くの機関により論じられ、各種の提言も行われているが、当神戸経済同友会はその重要性に鑑み、90年問題委員会にて取り組むこととした。

当委員会においては、本年4月より、専門委員会を6回開催し、法務省入国管理局資格審査課長 桔梗博至氏、労働省職業安定局外国人雇用対策室長 吉免光顕氏、通産省通産研究所研究主幹 太田房江氏、日本銀行神戸支店長 寺田晴彦氏を講師として外国人労働者の実態、諸外国の実状、わが国の今日までの対応状況等について研究するとともに、各経済団体等の発表された提言も含む各種の文献・資料をもとに種々討議を重ねてきた。この度、その検討結果を取りまとめ、外国人労働者に関する国民的合意の形成へ向けて提言を行うものである。

## 1. 外国人労働者問題に関する現状認識

外国人労働者の受け入れ問題は、わが国の経済・社会・政治・文化・国際関係と、極めて多面的なかかわりをもっているが、我々が行った討論をもとに、現在の状況認識を述べる。

### (1) 人手不足

わが国は現在、40数カ月に及ぶ好景気のさなかにある。数年前に危機打開のため省力化、合理化を行ってきた企業は、ここへきて設備投資と労働力確保に力を入れている。このため、産業全般にわたり人手不足の声が広がり、とりわけ、若年労働者に対する需要が強い。日米構造協議による今後10年間の430兆円にのぼる公共投資の実施の対策などが、労働力不足の懸念を強めているのに加え、21世紀に到来する若年労働力の不足を心配する向きもある。

しかし、一方で失業者が130万人おり、55歳以上の有効求人倍率が0.5を下回っていること、地域的にみても求人のアンバランスがあること、さらには若年層の勤労観、価値観の変化もあって、3K職場への忌避感があることなど、現在の人手不足は年齢別、地域別、職種別の労働力需給のミスマッチによるところが大きい。

こうした中で、労働力不足のため外国人労働者を受け入れてはとの意見があるが、高齢者、女性の活用とそのための環境整備や若者を惹き付ける魅力ある職場づくり及び国内での労働力供給の比較的豊富な地方への産業展開を行うことにより対応するとともに、機械化、合理化の一層の推進を図ることが大事である。

### (2) 不法就労

入管法の建前からすれば原則として、外国人労働者は入国できない。外国人が観光などで入国しても、就労すれば不法就労者となる。現在、数十万人の不法就労者が、国内に存在するといわれるが、不当な中間搾取をするプローカーや人材派遣業者が絡んでいたり、劣悪な労働条件、労働環境に甘んじているケースが多いといわれる。労働災害が発生しても、雇用者、就労者双方が不法就労の事実を隠すために、届出や申し立てを行わないケースもあり、さらに、犯罪等の温床にもなりかねない状態が存するともいわれている。政府としても先の入管法の改正によって、不法就労対策のための関係規定の整備として「資格外活動」の規制対象の明確化、就労資格証明書の新設、不法就労活動を助長する雇用主等への罰則規定を新たに導入し、その厳正な実施により取締りを強化する方向にあるが、人道上、また国際関係上から、不法就労状態の速やかな解消が望まれる。

### 労働市場への影響

不法就労者は、不法就労の弱みで低賃金を余儀なくされ、結果として、同じ職種の日本人の労働条件を切り下げる事になる。また、日本人が拒む仕事に就くことが多いが、長期的には、外国人しか勤務しない悪い仕事をつくり、労働市場の底辺構造をつくることになる。

また、外国人労働者を好況時に人手不足のために受け入れると、一旦不況になった場合、彼等は真っ先に解雇される惧れがある。大量に失業がでて社会問題になるからといって、その段階で帰国させようとしても簡単には帰国しない。

このように、外国人労働者の受け入れは、労働市場に悪影響を及ぼすことを十分考えておかなければならぬ。

### (4) 社会的な影響（定住、文化摩擦、治安、社会的コスト）

外国人労働者を受け入れた場合、社会的、文化的に様々な問題が予想される。

まず、言語、生活習慣、宗教等の異なる外国人労働者が多数居住するようになればゲットー化する惧れがあり、周辺住民とのトラブルなど文化摩擦はもちろんのこと、ひいては差別の問題にまで発展しかねない。

さらに、諸外国でみられるように、期限付入国者が不法残留し定住化していく傾向がある。これは、期限付きで受け入れた人達に対する受け入れ機関や受け入れ企業の管理体制とも密接に関連している。

また、外国人労働者の犯罪率は相対的に高く、治安の悪化を招くことも予想される。治安対策として、警察や裁判体制の増強を図らねばならないし、定住化に伴って、外国人子弟の義務教育の必要性も生じてくる。

このように治安・教育ともに新たなコストの発生が予想されるが、医療・福祉でも同様であり、これら社会的コストを誰が、どう負担するかは、国民的コンセンサスを要する重要な課題である。

外国人労働者は雇用者にとって安価な労働力であっても、社会全体にとっては決して安価とはいえないため、十分にその是非を検討した上で、国としての方針を決定する必要がある。

### (5) 技術革新に与える影響

わが国はかつて高度成長期に深刻な人手不足状態に陥ったが、その際外国人労働者の導入を行わず、自動化・合理化・技術革新により乗り切ってきた。一方、西欧諸国

は外国人労働者の受け入れによって人手不足に対処したため、産業の合理化、自動化が遅れ、国際競争力が低下したといわれている。

今日の労働力不足の声に対応した外国人労働者の安い受け入れが、産業構造の高度化、技術革新の進展を阻害することが懸念され、この視点からの検討も重要な課題である。

#### (6) 国際関係

わが国とアジア諸国との間には大きな所得格差があり、失業と貧困の問題を抱えるそれらアジア諸国からは、わが国に就労の機会を求めて、非常に強い送り出し圧力がある。これに対し、わが国が単に労働力不足の理由だけで安易に受け入れると、逆に景気後退などにより労働力過剰となるときは、西欧の例のようにこれら外国人労働者を帰国させるか、大量の失業者を生むことが懸念される。

また、外国人労働者のわが国における実状は、それが不法就労であることもある、労働条件、生活状況、ともに、わが国の一般水準に比べて、劣位におかれている。

わが国の国際的立場を考慮したとき、安価な労働力を必要なとき必要なだけ受け入れ、不要の場合には帰すというやり方は、結果的に、わが国の立場を不利なものにすることを十分考えておかねばならない。

#### (7) 日本語能力

外国人労働者は、総じて日本語能力が十分でない。このため、不必要的摩擦を生じたり、また摩擦が生じた場合その解決が遅れたり、十分な対応ができず一層摩擦を増幅し、双方にとって不幸な結果を生む。企業内の労働にかかわって生ずる場合だけでなく、社会生活においても同様な問題がある。

外国人労働者を受け入れるにあたって、どうしても日本語の修得が必須である事を真剣に考慮しておく必要がある。

## 2. 外国人労働者受け入れについての基本的考え方

好景気を反映して、人手不足の声が上がっているものの、外国人労働者の受け入れの影響が、国の様々な分野に大きな影響を与えることを考えれば、外国人労働者の受け入れについては、労働力不足だけをもって安易に行うことは適当でない。

今日の人手不足問題の背景には、年齢間、地域間、職種間における労働力需給のミスマッチがある。また、近い将来には、若年労働力の不足が懸念される。これらに対しては、省力化、合理化、技術革新及び労働条件の改善等による「魅力ある職場づくり」の形成、産業の地方展開、高齢者・女性の有効活用が可能となる労働環境の整備等をはかり、労働力需給のミスマッチの解消に政労使が協力・努力していくことを、第一義とすべきである。

以上のことから、当面、わが国としては労働力不足の理由だけで、外国人労働者を受け入れるべきではなく、一部存在する労働力需給のミスマッチについては、政労使の協力により、これを解消すべく努力する必要がある。それとともに、改正入管法の厳正な実施により、不法就労に対処していかねばならない。

しかし、これだけでは十分でない。何となれば、外国人労働者がわが国に来る理由にさかのぼっての根本的解決になってはいない。すなわち、アジア諸国から、多数の人が就労の機会を求めてわが国に来るのは、わが国とそれらの諸国との所得格差の大きさにあるが、その背景には、それらの国が産業の発達が遅れ、雇用の機会が乏しいことがある。したがって、アジア諸国の産業の発達と雇用の拡大を図るため、わが国が積極的に海外投資を行うことは、わが国への出稼ぎ圧力を根源において減少せしめることになり、ひいては、アジア経済全体の発展と安定に寄与することになる。こういった観点から、わが国は従来以上に、積極的に海外投資による国際協力をを行い、その一環として、これらの国の産業にかかる人材育成に寄与することが必要である。このため、経営者、中間管理者らとともに、未熟練労働者についても、相手国の要請があり、わが国の産業界において、それに応える意志と能力がある業種については、一定の条件の下に、職業訓練の道を開くことも必要と考える。

外国人労働者を職業訓練として受け入れる場合、次の二つのことが重要である。一つは、例えば2年の職業訓練が終われば、帰国させることの手立てを講ずることと、二つは訓練効果を高め在日中のトラブルを防ぐため、日本語の能力を入国前に身につけることである。

以上の基本的な考え方をもとに、職業訓練制度の導入を提案するが、そのしくみは次の通りである。

### 3. 外国人労働者受け入れに関する具体的提言

外国人労働者の受け入れについて、その社会・経済的影響を十分論議し、国民的コンセンサスを得なければならないが、現実の不法就労の増加の状況を放置できないことと、途上国の産業振興・人材育成を積極的に推し進めるため、当面次のことを進める必要がある。

- (1) 不法就労については改正入管法に基づき厳正に対処する。
- (2) 外国人労働者の受け入れについて(4)～(6)の場合を除き、原則として認めない。
- (3) 外国人労働者の受け入れよりは、むしろ相手国への海外直接投資などにより産業振興をはかり、相手国における雇用の増大に力を注ぐ。
- (4) 現在、海外に工場・支店をおく企業並びに現地法人の従業員については当該企業の責任において、明確な計画のもとに訓練のため必要な期間（2年以内）人数を限定して受け入れ、帰国後はわが国で取得した技術を活用（技術移転）し、自国産業の発展に貢献させる場合には、その受け入れを認める。
- (5) 2年以内に当該国に、工場、支店並びに現地法人を設置しようとするものについても、当該企業の責任において、明確な計画のもとに訓練のため必要な期間（2年以内）わが国に受け入れ、進出時に当該外国人を現地にて雇用する場合には(4)に準じ、その受け入れを認める。
- (6) 技術移転を行うため、相手国政府との協定（合議）にもとづき、次の条件のいずれをも満たした場合に外国人労働者を受け入れることを認める。
  - (i) 企業の要請により、中小企業団体、商工会議所（商工会）が行う職業訓練（訓練の実施状況については地方公共団体・職安局がチェックする）を受けるための入国を認める。
  - (ii) 訓練期間は2年とし、第1期3ヵ月、第2期9ヵ月、第3期1年とする。第1期は日本語及び日本事情のオリエンテーション、第2期は基礎技能・技術訓練（後半は実務訓練も可）、第3期はOJTにもとづく応用実務訓練とする。  
第1期、第2期は職業訓練センター等公共設備を利用し（実務訓練は企業で）、第3期は企業で行う。
  - (iii) 日本語の会話ができる（一応生活でき、わが国において公共機関と簡単な対話ができる程度）、18歳以上30歳未満の健康者を対象とし、単身を必須条件とする。
  - (iv) 日本語の能力に富み、日本事情のオリエンテーションを不要とするものについては、第1期訓練を免除し、要望によりその期間を第3期の期間に組み入れること

ができる。

(イ) 1期及び2期の訓練終了あたり、一定（日本人と同等水準）の技能検定試験を行い、これに合格したものは合格証書を渡す。雇用しているものの中から合格者を出した企業には一定の基準で奨励補助金を交付する。合格しないものは再度受験の機会を与えるが、なお合格しない場合には帰国させる。

(ウ) 外国人訓練生に対し、訓練期間の1期及び2期のうち実務以外の期間については訓練手当、2期の実務訓練及び3期については同一職種・同一能力の日本人に比し、公平さを確保できる賃金とする。

外国人労働者が、企業との間に入国前に締結した雇用契約の中に、訓練手当及び賃金にかかる前項のことを明らかにする。

(ト) 職業訓練修了次第帰国させる。

(チ) 職業訓練生が帰国に際しては、訓練終了証を交付し、帰国給付金を支給する。帰国給付金は、当該訓練生が訓練期間中に賃金の中から毎月積み立てた帰国給付金基金から支出する。なお、企業も訓練生と同額を毎月積み立てるものとする。

(リ) 訓練の全期間にわたり、企業において訓練担当責任者を配置し、訓練の実施並びに訓練生に対する管理を行い、併せて訓練生の苦情相談に応じる。また企業は、訓練施設、居住施設を整備し、訓練生に対し社会保険に加入させるとともに、帰国積立を行わせる。

この場合の費用負担は日本人労働者と同等水準とする。

(フ) この訓練の対象先はアジア地域の国で、この制度につきわが国と協議が整ったものに限る。

(注) 相手国と協議が整うことを前提として、この日本語センターを相手国に一つ以上設け、日本人及びわが国からの当該国帰国研修生からなる教師により入国前日本語の研修を行う。この研修修了者（同見込者）には検定試験を行い、合格者には証書を与える。費用はODA予算から支出する。

(7) 受け入れ人数、職種は毎年度それぞれのニーズをもとに、2国間協議またはこれに代わる手続きにより決めるが、人数は初年度2万人以内、2年度以降5万人以内とし、職種は相手国の産業発展に役立つものとしてニーズがあり、当方で受け入れ可能なものとする。

(8) 入管法を改正して新しく在留資格に「職業訓練」を加え、本制度による受け入れを同資格により行う。

(9) この職業訓練制度を実効あらしめるための機関として「受け入れセンター」を国及

び地方公共団体におく。この機関は、職業訓練制度にかかる企画・立案・実施等を行うほか、外国人訓練生に関する苦情、相談、職業斡旋などの窓口機関となる。

(注) 外国人訓練生、企業両サイドからの相談等の窓口

この機関は外国人労働者訓練にかかる情報を収集整理する。

- (10) この職業訓練制度の円滑な実施のため、送り出し国と協議の上、必要により当該国に「海外協力センター」をおく。海外協力センターは、職業訓練制度のPR、相手国とのこの制度にかかる窓口、訓練終了帰国者のフォローアップ・リストの作成、苦情、相談、職業斡旋の窓口の機能を持つ。(海外協力センターは日本語研修センターを兼ねることとする)

これらの機関の業務については、既存の機構との関連を考慮し、今後十分に検討することとする。

(注) 1. (4)及び(5)により行う職業訓練についても適宣(6)の受け入れ方法を準用する。

2. (4)～(6)の全てにおいて、現在の在留資格「研修」にかかる申請・審査などの手続規定は適宣準用する。

## おわりに

神戸経済同友会90年問題委員会が、外国人労働者問題の研究を始めてから6ヶ月が経過した。この間、6月に改正入管法の施行、8月には研修基準の緩和があり、これを境にそれ以前と比べてこの問題の議論は幾分鎮静したかに見える。おそらく新しい制度の実施の方向を関係者が見守っているところであろう。また、この間にわが国の経済事情も金利高、株安、円高など大きな転換点を迎えた。加えて、8月のイラクのクウェート侵攻による湾岸危機は、ますます世界の政治・経済の方向を極めて不透明なものにしている。

外国人労働者にかかる環境は変化を受けつつある。しかし、当委員会がここで述べた結論は、これらの変化にかかわらず、いささかも変更させる必要はない。私達は、この提言がわが国の将来の発展、アジア諸国の発展と安定にとって極めて重要な内容のものであると考えている。政府において、十分ご審議を頂き、速やかにこの提言にいうところのものを、実行に移されんことを心から期待する。

最後に、この提言をまとめるにあたって、多くの方々からご助言、ご示唆、ご激励、ご協力を頂いた。ここに、これらの方々に対し心から感謝を申し上げたい。

以上

## 〔資料〕

## 最近の外国人の入国者数

		新規入国者数			63年末 登録者数
		昭和62年	昭和63年	平成元年	
就 労	総 数	69,183 ( 157.3)	81,407 ( 185.0)	71,978 ( 163.6)	40,398
	興行以外	9,490 ( 100.7)	10,381 ( 110.1)	11,432 ( 121.3)	25,606
	うち就職等	2,474 ( 139.1)	3,336 ( 187.6)	5,222 ( 293.7)	14,901
留 学		5,812 ( 121.2)	6,435 ( 134.1)	7,777 ( 162.1)	29,154
研 修		17,081 ( 122.1)	23,432 ( 167.5)	29,489 ( 210.8)	8,727
就 学		13,915 ( 155.6)	35,107 ( 392.6)	18,183 ( 203.3)	47,827

(産業労働問題懇話会報告より)

資料出所 法務省「出入国管理統計」

(注) 1) 就職等とは、「特定在留」のうち教師、就職に該当する者。

2) ( ) 内は昭和60年を100とした指標。

## ア ジ ア 諸 国 の 経 濟 事 情 比 較 (1987年)

国名	1人当たりG N P		G N P成長率 (%)	失業率 (%)	送金依存率 (%)
	(ドル)	対日比較			
中國	275	57.3	10.6	2.0	0.1
韓国	3,098	5.1	12.8	3.1	2.5
台湾	5,075	3.1	11.9	2.0	—
香港	8,260	1.9	13.8	1.8	—
シンガポール	7,535	2.1	10.3	4.7	-0.5
タイ	868	18.2	7.1	6.8	0.8
マレーシア	1,809	8.7	5.2	8.7	1.0
インドネシア	446	35.3	4.6	('86) 2.6	0.4
フィリピン	596	26.4	5.7	9.4	27.9
インド	282	55.9	3.6	—	('86) 17.7
パキスタン	383	41.1	4.9	—	30.1
バングラディッシュ	173	91.1	2.6	—	31.7

資料出所 アジア経済研究所

(産業労働問題懇話会報告より)

(注) 1) 対日比較とは、日本の1人当たりG N Pの当該国の1人当たりG N Pに対する倍率。

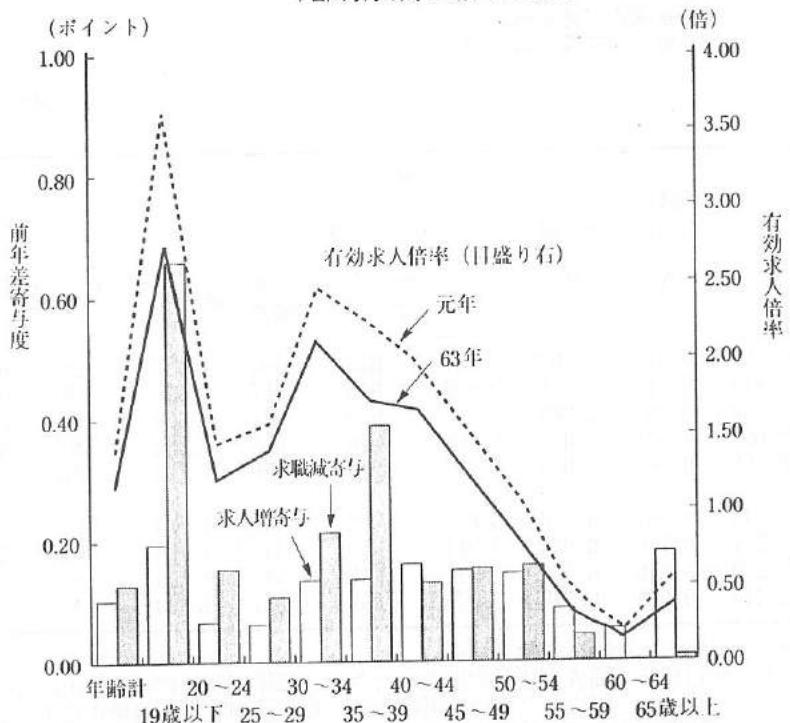
2) 送金依存率=民間移転収支/(輸出+貿易外収支+民間移転収支)

機械受注 (船舶・ 電力除) <民需 (季調・百 万KWH)	大電力 使用量 (季調・百 万KWH)	口建工 事受注 前年比	設工 新住着 (戸)	規宅工 (戸)	賃金 指全産業 数	所定外 勤時間 製造業 前年比	常雇用 指數 製造業 前年比	完失者 全業數 (万人)	有求 倍率 (季調 ・倍)	効人 率 (季調 ・倍)
85年度	5.1	203,510	5.8	1,250,994	3.1	▲0.7	2.2	158	0.67	
86年度	▲4.3	193,779	4.8	1,399,833	2.3	▲9.2	0.6	171	0.62	
87年度	19.1	201,921	16.1	1,728,534	2.0	10.5	▲1.5	170	0.76	
88年度	24.1	217,370	21.6	1,662,616	4.2	9.6	1.0	150	1.08	
89年度	16.3	232,653	21.3	1,672,783	4.8	0.4	2.0	139	1.30	
89年10月	25.2	19,467	9.3	150,935	3.7	▲2.9	1.8	137	1.30	
11月	17.0	19,688	27.0	143,694	5.7	▲0.5	2.0	133	1.31	
12月	7.2	19,595	▲9.0	143,818	5.6	▲1.0	2.0	122	1.32	
90年1月	9.8	19,446	10.3	108,644	7.6	0.5	2.0	141	1.32	
2月	24.5	19,399	36.3	122,241	3.8	▲0.8	2.0	142	1.37	
3月	10.4	19,608	52.4	134,062	3.3	▲0.9	2.0	141	1.35	
4月	17.7	19,744	29.8	147,845	4.4	▲1.7	2.1	141	1.34	
5月	13.1	20,238	25.9	146,627	5.0	0.0	2.1	136	1.41	
6月	▲5.4	20,660	37.3	162,007	7.4	▲0.9	2.1	132	1.47	
7月	21.5	20,695	18.9	158,367	5.9	▲0.9	2.1	126	1.45	
8月	—	20,941	※27.0	143,070	※2.4	※0.0	※2.0	130	1.45	
9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

日本経済新聞 (10/15)

### 平成2年版労働経済の分析（労働白書平成2年）

年齢別有効求人倍率の動向



資料出所 労働省「職業安定業務統計(各年10月)」

(注) 1) 学卒を除きパートタイム労働者を含む常用。

## (労働白書平成2年)

項目		実数					
		単位		昭和61年	62	63	平成元年
一般経済	国民総生産	十億円	(年)	331,253.5	345,476.2	367,388.6	p391,341.8
	輸出(通関)	百万ドル	(年)	209,151	229,221	264,917	275,175
	鉱工業生産指数 60年=100			99.8	103.2	113.0	119.9
労働力需給	求人數(新規) (有効)	千人	(月)	381	437	559	619
	求職者數(新規) (有効)	千人	(月)	1,086	1,197	1,539	1,730
	求人倍率(新規) (有効)	千人	(月)	420	403	365	334
		倍	#	1,740	1,719	1,523	1,383
		倍	#	0.91	1.08	1.53	1.85
			#	0.62	0.70	1.01	1.25
雇用・失業	労働力人口	万人	(月)	6,020	6,084	6,166	6,270
	就業者	万人	(月)	5,853	5,911	6,011	6,128
	完全失業者	万人	(月)	4,379	4,428	4,538	4,679
	完全失業率	万人	(月)	167	173	155	142
	雇用保険受給者実人員	%	#	2.8	2.8	2.5	2.3
	雇用保険受給資格決定件数	千人	(月)	660	672	565	516
		千人	(年)	1,842	1,766	1,558	1,457

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」「職業安定業務統計」「雇用保険事業統計」  
 総務庁統計局「労働力調査」「家計調査」「消費者物価指数」  
 経済企画庁「国民経済計算」  
 大蔵省「通関統計」  
 通商産業省「通産統計」  
 日本銀行「物価指數月報」

(男女計)

(労働白書平成2年)  
(単位 万人)

年 (平均)	総人口	15歳以上人口 (A)	労働力人口					労働率 (B)/(A) (%)	完全失業率 (C)/(B) (%)	
			総数 (B)	就業者			完全失業者 (C)			
				総数 (B)	自営主	家族従業者	雇用者			
56	11,767	9,017	5,707	5,581	943	592	4,037	126	63.3	2.2
57	11,848	9,116	5,774	5,638	943	587	4,098	136	63.3	2.4
58	11,930	9,232	5,889	5,733	938	574	4,208	156	63.8	2.6
59	12,005	9,347	5,927	5,766	919	565	4,265	161	63.4	2.7
60	12,078	9,465	5,963	5,807	916	559	4,313	156	63.0	2.6
61	12,143	9,587	6,020	5,853	912	546	4,379	167	62.8	2.8
62	12,211	9,720	6,084	5,911	915	549	4,428	173	62.6	2.8
63	12,263	9,849	6,166	6,011	910	543	4,538	155	62.6	2.5
平成元年	12,313	9,974	6,270	6,128	896	531	4,679	142	62.9	2.3

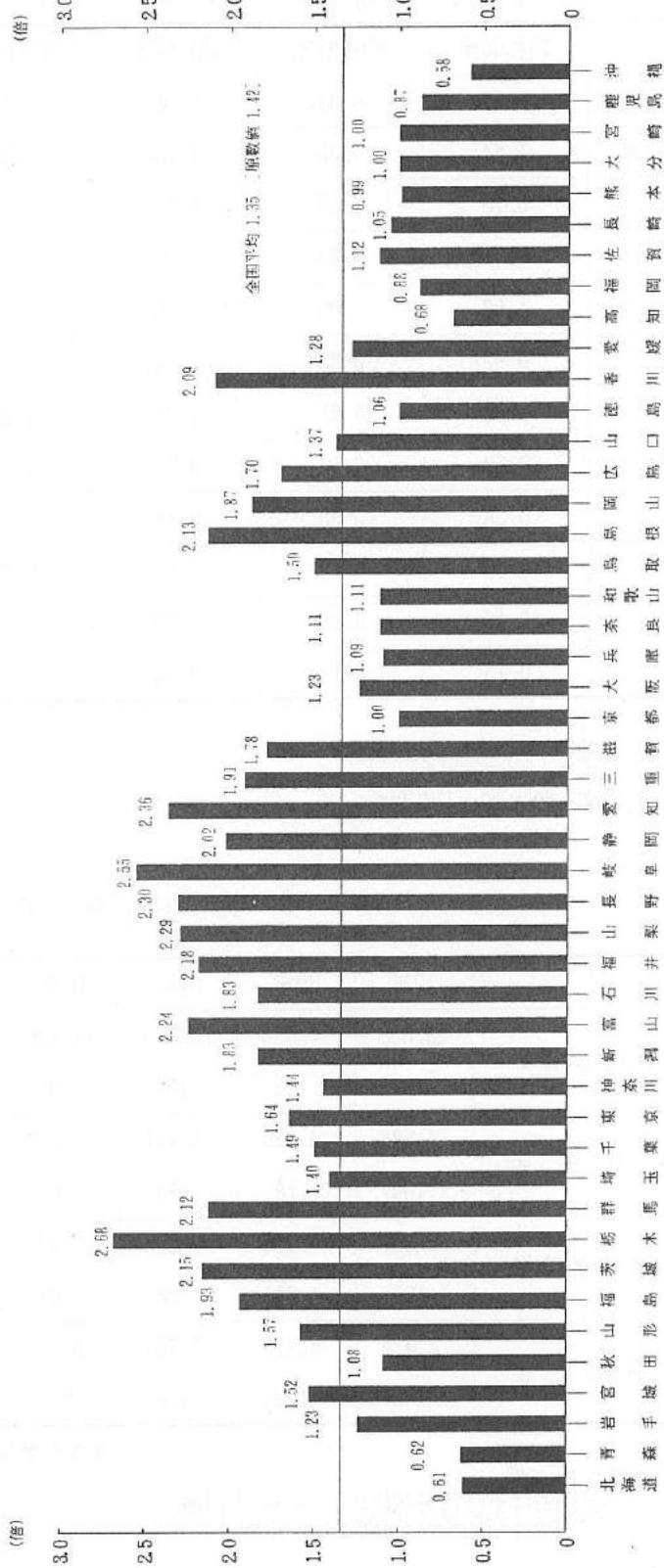
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) 1) 昭和42年に調査方法が改正されたため、42年以前の数値は改正前と改正後を比較できるよう補正したものを掲げた。また、昭和50年国勢調査結果公表に伴い、50年国勢調査人口を基準人口として算出された推計人口が用いられるようになったため、45年以降の数値については、時系列接続用の数値を掲げた。  
 2) 48年以降沖縄を含む。

都道府県別有効求人倍率

(学卒を除きパートタイムを含む)

平成2年3月：季節調節箇



(資料出所) 労働省「就業安定実績統計」

(産業労働問題懇話会報告より)

年齢別有効求人倍率の動向

	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年
年齢計	0.67	0.61	0.80	1.16	1.39
～19歳	1.64	1.39	1.85	2.77	3.62
20～24	0.73	0.69	0.90	1.23	1.45
25～29	0.89	0.84	1.07	1.39	1.56
30～34	1.09	1.08	1.50	2.11	2.46
35～39	0.92	0.83	1.14	1.72	2.24
40～44	0.88	0.85	1.15	1.66	1.95
45～49	0.60	0.54	0.73	1.20	1.50
50～54	0.38	0.33	0.44	0.78	1.08
55～59	0.16	0.13	0.18	0.31	0.44
60～64	0.10	0.08	0.10	0.16	0.21
65～	0.15	0.15	0.22	0.39	0.57

(労働白書 平成2年)

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 各年とも10月の数値。  
2) 学卒を除きパートを含む。

不法就労事犯の推移

	59年	60年	61年	62年	63年	元年
退去強制手続き者数	6,830 ( 100)	7,653 ( 112)	10,573 ( 155)	14,129 ( 207)	17,854 ( 261)	22,626 ( 331)
不法就労者	4,783 ( 100)	5,629 ( 118)	8,131 ( 170)	11,307 ( 236)	14,314 ( 299)	16,608 ( 347)
資格外活動	357 ( 100)	218 ( 61)	349 ( 98)	372 ( 104)	839 ( 235)	696 ( 195)
不法在留	4,426 ( 100)	5,411 ( 122)	7,782 ( 176)	10,935 ( 247)	13,475 ( 304)	15,912 ( 360)

(産業労働問題懇話会報告より)

資料出所 法務省

- (注) 1) 不法在留は不法就労関係のもののみを掲載。  
2) ( ) 内は昭和59年を100とした指標。

研修生受入れ状況

(単位:人)

		50年度	55年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度
公的機関	JICA	2,132	3,393	5,549	6,015	6,515	6,833	未集計
	AOTS	1,377	1,660	2,420	2,499	2,674	2,740	2,907
	その他	398	691	827	829	751	876	865
	合計	3,907	5,744	8,796	9,343	9,940	10,449	—
新規入国者数 (暦年)		—	—	13,987	14,388	17,081	23,432	29,489

(産業労働問題懇談会報告より)

資料出所 法務省、JICA、AOTS

[資料および文献]

- 外国人労働者問題への対応について  
産業労働問題懇談会報告 平成2年5月
- 外国人労働者の受け入れ政策 —— 欧米諸国の現状と我が国の課題 ——  
労働省職業安定局 雇用促進事業団 雇用職業総合研究所 平成元年2月
- 外国人労働者問題への対応の在り方について  
外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会 昭和63年12月
- 幅広い外国人雇用の促進を —— 異文化を包摂する開かれた社会をめざして ——  
(社)関西経済同友会 雇用問題委員会 平成元年3月
- これからの外国人雇用のあり方について  
—「実習プログラム」による秩序ある外国人労働者の受け入れ—  
(社)経済同友会 平成元年3月
- 「外国人労働者熟練形成制度」の創設等に関する提言  
東京商工会議所 外国人労働者問題特別委員会 平成元年12月
- 外国人労働者受入れ拡大に関する要望  
大阪商工会議所 平成2年5月
- 「外国人労働者必然論」鎖国論・開国論を超えて(エコノミスト掲載論文)  
駒井洋 平成1/8~2/3
- 「労働鎖国」のすすめ  
西尾幹二 平成2年9月
- 「外国人労働者」  
手塚和彰 平成元年1月
- 「最底辺」  
ギュンター・ヴァルラフ 昭和63年
- 「外国人労働者の経済学」——国際貿易論からのアプローチ  
後藤純一 平成2年7月
- 「国家が見捨てられるとき」——難民・外国人労働者の背景——  
長谷川慶太郎 平成2年8月

「現地人社長と内なる国際化」 吉原英樹	平成元年 9月
「当世労働事情」 日本経済新聞社	平成 2年 5月
発展途上国研修生の「日本体験」 海外技術者研修協会編	昭和60年 2月
出入国管理関係統計概要 (財)入管協会	平成 2年 3月
「新しい入管法について」--新時代を迎えた出入国管理行政-- 法務省入国管理局	平成 2年 3月
平成 2年版 労働白書 労働省編	平成 2年 3月
平成 2年版 警察白書 警察庁編	平成 2年 8月

## 委 員 名 簿

(敬称略、順序不同)

委員長	谷 口 异	兵庫銀行	取締役相談役
副委員長	五 代 友 和	摩耶商事	取締役社長
委員	砂 野 耕 一	川崎重工業	常務取締役
委員	木 下 吉治郎	阪神内燃機工業	取締役会長
委員	小 林 博 司	小林桂	取締役社長
委員	石 川 直 義	日本郵船	神戸支店長
委員	今 津 成 生	今津建設	取締役社長
委員	小 倉 攻 一	ニッキサービス	取締役社長
委員	加 輪 上 義 之	太陽神戸総合研究所	常務取締役
委員	川 西 章 二	川西倉庫	取締役社長
委員	河 野 忠 博	カワノ	代表取締役
委員	西 村 隆 治	澤の鶴	取締役社長
委員	広瀬 努	広瀬化学薬品	代表取締役
委員	宮 田 喜 夫	宮田組	専務取締役
委員	和 田 壽 昌	和田興産	代表取締役

以上 15名

### 委 員 以 外 の 委 員 会 出 席 者

野 澤 太一郎	ノザワ	取締役社長
門 田 研 造	川崎製鉄	専務取締役
大 西 胖	川崎重工業	相談役
本 田 千 之	神戸製鋼所	監査役
寺 田 晴 彦	日本銀行	神戸支店長
厚 田 隆 治	神戸経済同友会	事務局長
竹 村 尚 三	神戸経済同友会	事務局次長

以上 7名

### ワーキング・グループ

星 屋 孝 行	兵庫経済研究所	専務理事・事務局長
白 垣 儀 久	神戸製鋼所	労働部 採用担当課長
津 村 新	川崎製鉄	神戸総務部 広報室長
熊 谷 昌 之	川崎重工業	総務部 神戸総務課長
後 藤 博 幸	太陽神戸三井銀行	関西プロジェクト事業部主任調査役
進 藤 和 芳	神戸製鋼所	総務部 総務室担当課長
山 下 智 久	兵庫銀行	総務部副部長

以上 7名

## 「90年問題委員会」の研究推移

- (1) 講演会・委員会 (2・5・11)  
「外国人労働者受入れの現況と問題点」  
法務省 入国管理局 資格審査課長 桔梗博至氏
- (2) 講演会・委員会 (2・6・15)  
「外国人労働者受入れの現況と問題点」  
労働省職業安定局 外国人雇用対策室長 吉免光顕氏
- (3) 講演会・委員会 (2・7・13)  
「外国人労働者受入れの現況と問題点」  
通商産業省 通商産業研究所 研究主幹 太田房江氏
- (4) 委員会・勉強会 (2・7・27)  
「西ドイツの外国人労働者受入れの問題点」  
日本銀行 神戸支店 支店長 寺田晴彦氏
- (5) 委員会 (2・9・14)  
「外国人労働者受入れ」提言の第1次原案の検討
- (6) 委員会 (2・10・22)  
「外国人労働者受入れ」提言の最終案の検討

以上

### 〔ワーキンググループの検討経過〕

- 平成2年7月23日(月) 資料整備と検討
- 8月3日(金) スケルトン検討
- 8月29日(水) 第一次原案策定
- 9月25日(火) 第一次原案修正検討
- 10月4日(木) 最終案策定
- 10月11日(木) 最終案検討と補正

### 〔訪問並びに取材調査先〕

- 法務省入国管理局 総務課
- 労働省職業安定局 外国人雇用対策室
- 通産省産業政策局 企業行動課
- 大阪入国管理局
- 大阪入国管理局 神戸支局
- 兵庫県 労働部
- 国際協力事業団 (JICA)
- 海外技術者研修協会 (AOTS)
- 関西経済同友会 雇用問題委員会
- 兵庫県立 神戸高等技術専門学院
- 在 シンガポール日本国大使館
- 松下電器産業株式会社 アジア中近東本部

外国人労働者問題に関する提言

委員長 谷 口 昇

副委員長 五 代 友 和

